

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、
翌日がとまる場合)

鳥取県規則第二十八号

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

別表第二部長共通専決事項の欄第三号中「第十号及び第十号の二(六日以下の場合を除く。)」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同欄第三号の二中「第十号、第十号の二」を削る。

別表第二課長共通専決事項の欄第二号中「第十号及び第十号の二(六日以内の場合を除く。)」、「第十九号、第二十号、第二十一号並びに」を「第十九号、第二十号、第二十一号及び」に改める。

八 鳥取県宿舎管理規則(昭和五十七年三月鳥取県規則第二十四号)
第十一條第一項の規定による公舎に係る貸付料の決定

別表第三総務管財課の項課長専決事項の欄第十四号を次のように改め

十四 鳥取県宿舎管理規則(第十一條第一項を除く。)に基づく知事の権限に属する事務のうち公舎に係るもの

別表第三人事課の項部長専決事項の欄第十一号中「第十号及び第十号の二(六日以内の場合を除く。)」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同欄第十一号の二中「第十号、第十号の二」を削る。

別表第三人事課の項課長専決事項の欄第八号中「第十号及び第十号の二(六日以内の場合を除く。)」、「第十九号、第二十号並びに」を「第十

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

九号、第二十号及び」に改める。

別表第三職員厚生課の項部長専決事項の欄中第一号の次に次の一号を加える。

一の二 鳥取県宿舎管理規則第十一条第一項の規定による職員住宅に係る貸付料の決定

別表第三職員厚生課の項部長専決事項の欄第二号を次のように改める。

二 鳥取県宿舎管理規則（第十一条第一項を除く。）に基づく知事の権限に属する事務のうち職員住宅（鳥取市に所在する職員住宅に限る。）に係るもの

別表第三地方課の項部長専決事項の欄第三号（）中「第四条第一項」を「第四条第三項の規定により知事の権限に属するものとされた同条第一項」に改め、同号中（）を削り、（）を（）とし、四を（）とする。

別表第三地方課の項課長専決事項の欄第四号（）中「第三十九条第一項」を「第六十七条第一項」に改め、同号（）イ中「第一百三十条第一項」を「第一百四十四条の二十七第一項」に改め、同号（）ロ中「第一百三十一条第一項」を「第六十七条规定」に改め、同号（）中「第三十九条第二項」を「第六十七条规定」に改め、同号（）ロ中「第一百三十一条第一項」を「第六十七条规定」に改める。

別表第三厚生援護課の項部長専決事項の欄中第六号の次に次の一号を加える。

六の二 老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

（一） 第六十条第四項の規定による拠出金及び延滞金の滞納処分
（二） 第七十九条第三項の規定による保険者からの業務に関する報告の徴収又は実地検査の実施

別表第三厚生援護課の項課長専決事項の欄中第十一号の三の次に次の一号を加える。

十一の四 老人保健法第七十六条第一項の規定による基金等からの業務等に関する報告の徴収又は実地検査の実施

別表第三保険課の項部長専決事項の欄に次の一号を加える。

十一 老人保健法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの命令、保険医療機関等の開設者等に対する出頭の要求又は関係者に対する質問若しくは設備等の検査

（一） 第三十一条第一項の規定による保険医療機関等に対する報告等の命令、保険医療機関等の開設者等に対する出頭の要求又は関係者に対する質問若しくは設備等の検査
（二） 第四十四条第一項の規定による医師等に対する報告等の命令又は質問
（三） 第四十四条第二項の規定による医療を受けた者に対する報告の命令又は質問

十六 老人保健法第二十七条第一項の規定による保険医療機関等及び保険医等の指導

別表第三医務課の項部長専決事項の欄に次の一号を加える。

別表第三医務課の項部長専決事項の欄中第四号の次に次の一号を加え。旨の免許を与えた都道府県知事への通知

四の二 歯科衛生士法施行令（昭和二十八年政令第三百八十四号）第八条第一項の規定による歯科衛生士の免許の取消しを適当と認める旨の免許を与えた都道府県知事への通知

別表第三医務課の項部長専決事項の欄第六号を次のように改める。
六 診療放射線技師及び診療エツクス線技師法（昭和二十六年法律第六号）

二百二十六号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第九条第二項又は第四項の規定による診療エツクス線技師の免許の取消し若しくは業務の停止の命令又は再免許

(二) 第九条第三項の規定による診療放射線技師の処分についての厚生大臣への具申

別表第三医務課の項部長専決事項の欄中第六号の次に次の一号を加える。

六の二 診療放射線技師及び診療エツクス線技士法施行令(昭和二十

八年政令第三百八十五号)第六条第一項の規定による診療エツクス線技士の免許の取消しを適当と認める旨の免許を与えた都道府県知事への通知

別表第三医務課の項部長専決事項の欄第七号(一)中「第九条」を「第九条第一項又は第二項」に改め、同欄第八号中「第八条」を「第八条第一

項又は第二項」に改め、同欄第十四号中「鳥取県立歯科衛生士学院」を「鳥取県立歯科衛生専門学校」に改める。

別表第三医務課の項課長専決事項の欄第二号(二)中「(昭和二十八年政令第三百八十四号)」を削り、同欄第三号を次のように改める。

三 歯科衛生士法施行令に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの

(一) 第三条第一項の規定による歯科衛生士籍の訂正

(二) 第四条の規定による歯科衛生士籍の登録の抹消

(三) 第五条第一項の規定による歯科衛生士免許証の書換え交付

(四) 第六条第一項の規定による歯科衛生士免許証の再交付

(五) 第八条第二項の規定による歯科衛生士の業務の停止処分をした旨の免許を与えた都道府県知事への通知

別表第三医務課の項課長専決事項の欄第七号を次のように改める。

(一) 診療放射線技師及び診療エツクス線技師法施行令に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(二) 第一条の三第一項の規定による診療エツクス線技師籍の訂正

(三) 第二条の規定による診療エツクス線技師籍の登録の消除

(四) 第三条第一項の規定による診療エツクス線技師免許証の書換え交付

(五) 第五条の規定による診療エツクス線技師免許証の領置又は返還

(六) 第六条第一項の規定による診療エツクス線技師の業務の停止処分をした旨の免許を与えた都道府県知事への通知

別表第三医務課の項課長専決事項の欄第九号を次のように改める。

九 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令(昭和二十八年政令第三百八十七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条第一項の規定によるあん摩マツサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゅう師名簿の訂正

(二) 第四条第一項の規定によるあん摩マツサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゅう師名簿の登録の消除

(三) 第七条第一項の規定によるあん摩マツサージ指圧師免許証、はり師免許証又はきゅう師免許証の書換え交付

(四) 第八条第一項の規定によるあん摩マツサージ指圧師免許証、はり師免許証又はきゅう師免許証の再交付

(四) 第十条の規定によるあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師の免許の取消し又は業務の停止処分をした旨の免許を与えた都道府県知事への通知。

別表第三医務課の項課長専決事項の欄第十号(一)を次のように改める。

(二) 第三条の規定による柔道整復師の免許

十一 柔道整復師法施行令(昭和四十五年政令第二百十七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第一条の三第一項の規定による柔道整復師名簿の訂正

(二) 第二条第一項の規定による柔道整復師名簿の登録の消除

(三) 第三条第一項の規定による柔道整復師免許証の書換え交付

(四) 第四条第一項の規定による柔道整復師免許証の再交付

(五) 第六条の規定による柔道整復師の免許の取消し又は業務の停止処分をした旨の免許を与えた都道府県知事への通知

別表第三医務課の項課長専決事項の欄に次の「一号」を加える。

十七 老人保健法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五十条の規定による市町村が支弁する医療以外の保健事業に要する費用の負担

(二) 第五十一条第二項の規定により他の都道府県から徴収嘱託を受けた費用の徵収

別表第三商工指導課の項部長専決事項の欄第一号を次のように改める。

一 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八

十三号)第七条の規定により知事の権限に属するものとされた同法に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条第三号の規定による信用協同組合等の業務の種類又は方法の変更の認可

(二) 第六条において準用する銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)

第二十五条第一項の規定による信用協同組合等の営業所等への立入検査

別表第三商工指導課の項部長専決事項の欄第十八号中「第三条第五号から第九号まで」を「第三条第四号及び第六号から第十一号まで」に改める。

別表第三商工指導課の項課長専決事項の欄第二号中「第二十条」を「第二十四条第一項」に、「業務に関する報告の請求又は監査書その他の書類帳簿の提出の命令」を「業務等の状況に関する報告又は資料提出の要求」に改め、同欄第十五号(一)及び四中「第三条第一号から第四号まで」を「第三条第一号から第三号まで及び第五号」に改める。

別表第三職業安定課の項部長専決事項の欄第三号(七)中「県技能検定協会」を「県職業能力開発協会」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

別表第三土木部共通の項部長専決事項の欄第五号及び同項課長専決事項の欄第四号中「(地方機関等決裁規則別表第二米子都市開発事務所長の項第一号)の規定により米子都市開発事務所長に委任された事務を除く。」を削る。

別表第三都市計画課の項部長専決事項の欄第五号から第七号まで及び同項課長専決事項の欄第五号から第七号までを削る。

別表第三下水道課の項部長専決事項の欄第一号中(七)を(一)とし、(八)を(九)とし、(九)を(内)とし、(四)を(内)とし、(三)の次に(四)として次のように加える。

四 第二十五条の六の規定による流域関連公共下水道の管理者に対する供用又は処理の開始の通知

別表第三下水道課の項部長専決事項の欄第一号中(八)の次に(七)及び(八)として次のように加える。

(七) 第二十五条の十において準用する第十八条の規定による流域下水道の施設の損傷行為により必要を生じた工事の費用の負担の決定

(八) 第三十一条の二第二項の規定による市町村の負担金額に係る関係市町村の意見の聴取

別表第三下水道課の項部長専決事項の欄第二号中(四)を(五)とし、(三)の次に(四)として次のように加える。

四 第三十七条の二第一項の規定による終末処理場の維持管理に関する勧告（建設大臣の権限に属するものに限る。）

別表第三下水道課の項課長専決事項の欄中(二)から(四)までを削り、(五)を(三)とし、(一)を(二)とし、(二)の前に(一)として次のように加える。

(一) 第二十五条の九の規定による他の施設又は工作物その他の物件の管理者との協議

別表第三港湾課の項部長専決事項の欄第八号中「空港事務所長」を「鳥取空港事務所長」に改める。

（鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正）

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十一月鳥取県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号中「第十号及び第十号の二（六日以内の場合を除く。）、第十九号、第二十号、第二十一号並びに」を「第十九号、第二十号、第二十一号及び」に改める。

別表第二東京事務所長の項から西部県税事務所長の項までを次のように改める。

別表第一第二号中「第十号及び第十号の二（六日以内の場合を除く。）、第十九号、第二十号、第二十一号並びに」を「第十九号、第二十号、第二十一号及び」に改める。

東京事務所長	鳥取県宿舎管理規則（第十二条第一項を除く。）に基づく知事の権限に属する事務のうち職員住宅（東京都に所在する職員住宅に限る。）に係るもの
大阪事務所長	鳥取県宿舎管理規則（第十二条第一項を除く。）に基づく知事の権限に属する事務のうち職員住宅（高槻市に所在する職員住宅に限る。）に係るもの
北九州事務所長	鳥取県宿舎管理規則（第十二条第一項を除く。）に基づく知事の権限に属する事務のうち職員住宅（北九州市に所在する職員住宅に限る。）に係るもの

中部県税事務所長	鳥取県宿舎管理規則（第十二条第一項を除く。）に基づく知事の権限に属する事務のうち職員住宅（倉吉市に所在する職員住宅に限る。）に係るもの
西部県税事務所長	鳥取県宿舎管理規則（第十二条第一項を除く。）に基づく知事の権限に属する事務のうち職員住宅（米子市に所在する職員住宅に限る。）に係るもの

別表第二歯科衛生士学院長の項中「歯科衛生士学院長」を「歯科衛生専門学校長」に、「鳥取県立歯科衛生士学院」を「鳥取県立歯科衛生専門学校」に改める。

昭和58年3月31日 木曜日

別表第二商工指導所長の項(一)及び(二)中「第三条第一号から第四号まで」を「第三条第一号から第三号まで及び第五号」に改める。

別表第二地方農林振興局長の項第二号中「及び広域営農団地農道整備事業」を「、広域営農団地農道整備事業及び大平地区における農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業」に改め、「大栄地区烟地帯総合土地改良事業」の下に「、加勢蛇東地区烟地帯総合土地改良事業」を加える。
別表第二八頭地方農林振興局長の項及び日野地方農林振興局長の項を次のように改める。

八頭地方農林振興局長	白野地方農林振興局長
鳥取県宿舎管理規則(第十一条第一項を除く。)に基づく知事の権限に属する事務のうち職員住宅(郡家町に所在する職員住宅に限る。)に係るもの	鳥取県宿舎管理規則(第十一条第一項を除く。)に基づく知事の権限に属する事務のうち職員住宅(郡家町に所在する職員住宅に限る。)に係るもの

別表第二大山農地開発局長の項第一号中「及び広域営農団地農道整備事業」を「、広域営農団地農道整備事業及び大平地区における農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業」に改める。

別表第二中部農業開発事業所長の項第一号中「大栄地区烟地帯総合土地改良事業」の下に「、加勢蛇東地区烟地帯総合土地改良事業」を加え

る。

別表第二土木出張所長の項第一号中「県が施行する都市改造事業」を「鳥取空港建設事業」に改め、同項第三十四号を次のように改める。

三十四 既設県営住宅又は既設特別県営住宅の修繕工事及び環境整備

工事の執行

別表第二倉吉土木出張所長の項に次の一号を加える。

六 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第二十五条の七の規定による流域下水道施設に係る使用の一時制限又は流域関連公共下水道の管理者に対するその旨の通知
- (二) 第二十五条の八の規定による流域関連公共下水道の管理者に対する原因調査の要請等

(三) 第二十五条の十において準用する第二十一条の規定による流域下水道からの放流水の水質検査等

(四) 第二十五条の十において準用する第二十三条の規定による流域下水道台帳の作成

(五) 第三十二条第一項の規定による他人の土地への立ち入り等

別表第二空港事務所長の項中「空港事務所長」を「鳥取空港事務所長」

に改める。

別表第二米子都市開発事務所長の項を次のように改める。

鳥取空港建設事務所長
一 工事費が三千万円未満の土木工事(鳥取空港建設事業に係る土木工事に限る。以下鳥取空港建設事務所長の項において同じ。)の起工の決定及び当該起工の決定をした土木工事に係る設計の変更で変更前の設計金額の五割を超えない範囲内の設計の変更(国庫補助金又は国庫負担金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣の承認を必要とするものに係る設計の変更を除く。)

- (二) 請負契約の対象となる部分の設計金額(以下鳥取空港建設事務所長の項において「請負対象設計金額」という。)が五

- 百万円未満の土木工事に係る請負契約の締結を随意契約の方
法によることの決定
- (二) 第三十三条第一項の規定による工事の監督の命令
第三十三条の規定による措置の要求のうち請負対象設計
金額が三千万円未満の工事に係るものとの要求
- 三 請負対象設計金額が三千万円未満の土木工事に係る請負契
約の締結の決定
- 四 請負対象設計金額が三千万円未満の土木工事に係る一般競
争入札又は指名競争入札の執行
- 五 鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務
のうち土木工事に係るもので次に掲げるもの
- (一) 第五条第一項又は第二項の規定による契約書の作成のう
ち請負対象設計金額（請負契約の締結後において請負対象
設計金額を変更した場合は、当初の請負対象設計金額。以
下鳥取空港建設事務所長の項において同じ。）が三千万円
未満の工事に係るものを作成
- (二) 第九条第一項の規定による金銭保証人又は工事完成保証
人を立てるとの要求のうち請負対象設計金額が三千万円
未満の工事に係るもの的要求
- (三) 第九条第二項の規定による金銭保証人又は工事完成保証
人の承認
- 四 第十四条第一項（第二十条及び第二十三条において準用
する場合を含む。）の規定による予定価格の決定のうち工
事費が三千万円未満の工事に係るもの決定
- (五) 第十五条（第二十条において準用する場合を含む。）の
規定による最低制限価格の決定のうち工事費が三千万円未
満の工事に係るもの決定
- (六) 第十九条第一項の規定による入札参加者の指名のうち請
負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの指名
- (七) 第二十一条第一項の規定による見積書の提出者の決定の
うち請負対象設計金額が五百万元未満の工事に係るもの
決定
- (八) 第二十二条の規定による請負契約の相手方の決定のうち請
負対象設計金額が五百万元未満の工事に係るもの決定
- (九) 第二十八条の規定による下請負者等に関する報告の要求
- (二) 第四十八条第二項の規定による天災その他の不可抗力に
よる損害の状況の調査及び確認
- (三) 第五十二条第一項（第五十六条第二項において準用する
場合を含む。）の規定による工事の完成検査の命令のうち
請負対象設計金額が六百万円未満の工事に係るもの命令
- (四) 第五十九条第二項（第五十六条第二項において準用する
場合を含む。）の規定による請負代金の支払のうち請負対
象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの支払
- (五) 第六十一条第二項の規定による請負代金の前金払のうち
請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの前金
- (六) 第六十六条第一項の規定による工事の出来形部分等の確
認
- (七) 第六十六条第三項の規定による請負代金の部分払のうち
請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの部分

払

(二) 第六十七条第一項の規定による請負代金の代理受領の承認のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るものとの承認

(三) 第六十九条第二項(第七十条第三項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査の命令のうち請負対象設計金額が六百万円未満の工事に係るものの命令

(四) 第六十九条第二項(第七十条第三項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るものとの支払

六 契約の対象となる部分の金額が五百万円未満の土地、水面等の測量及び調査で土木工事に係るものとの執行

七 契約の対象となる部分の金額が五百万円未満の設計又は監督で土木工事に係るものとの委託の決定

八 予定価格が百万円未満の工事用材料の購入並びに予定価格が五十万円未満の機械及び器具の購入、借入れ及び修繕

九 土木工事の施行のための土地の取得及び使用並びに地上権、地役権その他土地に関する所有権以外の権利、鉱業権、温泉を利用する権利並びに立木、建物その他土地に定着する物件の所有権及び所有権以外の権利の取得、使用及び消滅並びに損失の補償に係る契約の締結

十 不動産登記法に基づく不動産の登記

十一 土木部の所管に係る土地及び水面の境界の確定

別表第四計量検定所長の項中(二)を(三)とし、(二)の次に(三)として次のように加える。

(三) 第百五十一条の二第四項の規定による検査に用いる基準器の登録別表第四米子都市開発事務所長の項中「米子都市開発事務所長」を「

鳥取空港建設事務所長」に改める。

別表第五陸運事務所長の項第二号中「第百五条第二項」の下に「又は第三項」を加え、同号中(四)を(三)とし、(三)から(四)までを(四)から(五)までとし、

(二)の次に(三)として次のように加える。

(三) 第五十三条の二第一項の規定による点検等の指示

附 則

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。ただし、第二条中鳥取県地方機関等事務決裁規則別表第五陸運事務所長の項の改正規定は、昭和五十八年七月一日から施行する。